

# 生徒心得

## 1. 登下校

- (1) 登下校の時刻は次の通りとする。

S H R 午前8時35分

下校時刻 午後4時50分

- (2) 登校後は、最終授業終了時刻（午後のS H R）まで校外に出ることを禁止する。
- (3) 通学は、徒歩及び公共交通機関、許可を得た自転車での通学のみとする。
- (4) 学校休業日の登校は禁止とする。ただし、事前に担当教員に願い出て、担当教員の監督下である場合は許可する。

## 2. 美化・清掃

- (1) 学習環境の整備は、学習の効果を上げるためにも大切である。そのために、常に校舎内外の美化・清掃に努めること。
- (2) 一足制を実施しているため、校舎外からの汚泥や雨水は、玄関口等校舎外で完全に落とし、校舎内には汚泥等を入れないようにすること。
- (3) ごみは分別してごみ箱に入れること。

## 3. 服装規定

- (1) 冬服（10月1日から5月31日まで）

<男子>

- ・学校指定のブレザー、スラックス
- ・学校指定のワイシャツ
- ・学校指定のネクタイ
- ・校章バッジ（ブレザー襟に装着）

<女子>

- ・学校指定のブレザー、スカート、スラックス
- ・学校指定のワイシャツ
- ・学校指定のネクタイ
- ・校章バッジ（ブレザー襟に装着）

<着用してよいもの>

- ・学校指定のセーター、ベスト
- ・防寒着（色や柄の派手でないもののみ。ブレザーの上から着用すること。）

※注意（男女共）

- ・登下校時のベンチコートは着用不可。また、ブレザーの中にフード付きのパーカーは着用不可。
- ・ブレザーの下に学校指定のセーター、ベスト着用は可とする。ただし、登下校は、ブレザーを着用する。（校内ではブレザーの着用を強制しない）

- (2) 夏服（6月1日から9月30日まで）

<男子>

- ・学校指定のスラックス
- ・学校指定のワイシャツ長袖・半袖・ポロシャツ

- ・なお、学校指定のブレザーの着用も可とする。
- ・学校指定のベスト、セーター

<女子>

- ・学校指定のスカート、スラックス
- ・学校指定のワイシャツ長袖・半袖・ポロシャツ
- ・なお、学校指定のブレザーの着用も可とする。
- ・学校指定のベスト、セーター

※注意（男女共）

- ・ネクタイの着用は強制しない。ただし、ブレザー着用時はネクタイを着用する。
- ・ベスト、セーターでの登下校は可とする。

(3) そのほかの服装について

- ・靴下  
色・柄の派手でないもの。
- ・靴  
黒または茶の革靴を標準とする。スポーツシューズも可。

(4) 服装の移行期間

- ・夏服への移行期間 夏服の期間前着用は5月中旬から5月31日とするが、該当月の気候状況により具体的な日にちは別途定める。
- ・冬服への移行期間 冬服の期間前着用は9月中旬から9月30日とするが、該当月の気候状況により具体的な日にちは別途定める。

(5) その他

やむを得ない事情で、所定外の服装をする場合には生徒部へ異装届を提出して、担任と生徒部の許可を得ること。

#### 4. 集会行事、掲示

- (1) 校内で行う集会行事は、授業および場所使用上支障のない限り行うことが出来る。ただし、基本的人権を侵す内容や営利を目的とした集会はできない。
- (2) 校内での掲示物及び配布物については、責任者氏名、掲示・配布目的を明確にしたうえで生徒部に届けること。ただし、基本的人権を侵す内容、営利を目的としたものは認めない。  
責任者は、掲示期間終了日(特別な場合を除き掲示期間は7日間)までに掲示物を取り外さなければならぬ。

#### 5. 禁止事項

- (1) 喫煙・喫煙用具所持、飲酒行為・酒類所持、禁止薬物使用・所持、及び、これらの同席（逸脱行為を認識して同席）を禁止する。
- (2) 窃盗、暴力行為、恐喝、いじめ行為、またはその扇動については学校内外を通じ禁止する。
- (3) 公共物の故意による破壊行為を禁止する。
- (4) 売買の強要、カンパ行為に関わることを禁止する。
- (5) 定期考査や提出物に関わる不正行為を禁止する。

- (6) 授業妨害、対教師暴力、暴言を禁止する。
- (7) ネットワーク不正侵入等コンピュータ情報に関わる不正行為を禁止する。
- (8) オートバイ・自動車通学を禁止する。
- (9) 法律により入場が禁止されている場所への立ち入りを禁止する。
- (10) その他、破廉恥な行為、悪質な行為を禁止する。
- (11) SNS等の利用については、誹謗中傷、個人情報流出、人権侵害、名誉棄損等が生じることがないように、不適切な書き込みは禁止する。

## 6. 遵守事項

- (1) 定められた制服を正しく着用すること。
- (2) 頭髪の染色、脱色、パーマメントはしないこと。
- (3) 指輪・ピアス・ネックレス等の装飾品は外すこと。
- (4) 化粧はしないこと。
- (5) 法律により18歳未満の者が禁止されている遊技類等を使用してはならない。
- (6) 無断欠席、無断早退、及び遅刻を行わないこと。
- (7) 貴重品及び他人に迷惑をかけるような物品は持参しないこと。
- (8) 登下校時間を守ること。また、登校後の外出はしないこと。
- (9) 他人の物品を無断で使用しないこと。
- (10) 生徒間の物品の売買は絶対にしないこと。
- (11) 社会規範に照らして認められない行為は絶対に行わないこと。
- (12) エレベーターの使用は、やむを得ない場合には使用を許可する。その際、担任を通じて、エレベーター使用の許可を得なければならない。

## 7. 注意事項

- (1) 頭髪は、常に見苦しくなく清潔にすること。
- (2) 授業を受けるに相応しくない物品、漫画本・雑誌等を持参しないこと。
- (3) 携帯電話、スマートフォン等の通信機器の使用についてはTPOをわきまえること。
- (4) アルバイトは原則として行わないこと。
- (5) 学習の妨げになる行為、マナーに反する行為は慎むこと。
- (6) 本校は一足制であるので、通学用靴の他に、体育館専用靴を使用しなければならない。

## 8. 自転車通学規定

- (1) 自転車通学を行うものは「自転車通学届」を生徒部に提出し、許可を得ること。
- (2) 自転車損害賠償保険等に加入をしていること。
- (3) 通学用自転車に生徒部より交付されたステッカーを貼ること。
- (4) 交通法規を厳守し、整備点検を充分に行うこと。
- (5) 車体は必ず所定の駐輪場に置き、施錠をすること。